

八幡平市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（概要）

第1章 計画の基本的事項

1-1 地球温暖化問題の概要

二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスの排出量の増加により地球表面の気候や海洋の平均温度が長期的に上昇し、その現象として、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響等が我が国でも観測されています。このような気候変動に対し、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間活動の影響が主な要因であった可能性が極めて高いとされています。

このような地球温暖化に対し、2015(平成27)年には第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、我が国においては、同年に「日本の約束草案」を決定し、「2030(平成42)年度に2013(平成25)年度比26.0%削減」の目標を掲げ、国内の温室効果ガスの排出削減や吸収源の確保に取り組んでいます。

1-2 計画の目的及び位置づけ

(1) 計画の目的

八幡平市は、市内における行政の主体として様々な事務・事業を行う機関であることから、温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、温室効果ガス排出量現況推計と削減目標の設定、目標達成のための対策、施策の立案に向けた検討を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、「八幡平市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

市政の最上位計画である「八幡平市総合計画」や市の環境の保全と創造に関する施策の方向性を示す「八幡平市環境基本計画」の下位計画に位置付けられ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

1-3 対象とする範囲

(1) 事務事業の範囲

八幡平市役所の事務事業に定められた全ての行政事務を原則対象とします。
(外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については、温室効果ガス排出量の算定対象範囲に含めますが、温室効果ガスの排出の削減等の措置については、受託者等に対して可能な限り取組を講じるよう要請することとします。)

(2) 組織施設等の範囲

八幡平市役所を構成する組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。
(指定管理制度施設についても、対象施設に含めます。)

1-4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガス
二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン(HFC)

1-5 計画の期間及び基準年度

(1) 計画の基準年度、目標年度

基準年度:2013(平成25)年度 目標年度:2030(平成42)年度

(2) 計画の期間

2018(平成30)年度～2030(平成42)年度までの13年間

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 温室効果ガス排出量の推移

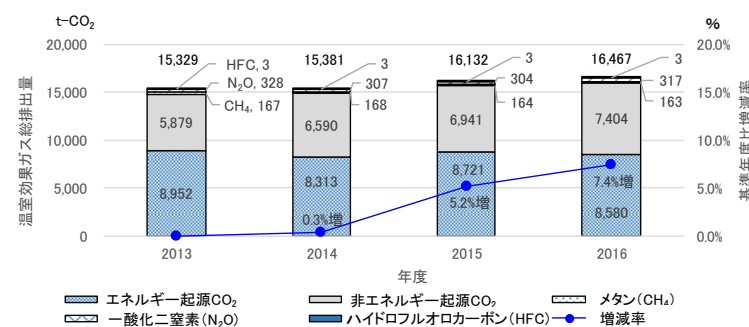
(1) 温室効果ガスの総排出量とガス種別排出量

2014(平成26)年度以降温室効果ガス排出量は増加しており、2016(平成28)年度の総排出量は、2013(平成25)年度比7.4%増となっています。

総排出量の増加(1,138t-CO₂の増加)における主要因として非エネルギー起源CO₂排出量の増加が挙げられます。

非エネルギー起源CO₂排出量は、一般廃棄物の焼却に由来するものであり、増加の要因として廃プラスチック類の焼却量の増加が挙げられます。

総排出量:2016(平成28)年度に2013(平成25)年度比7.4%増

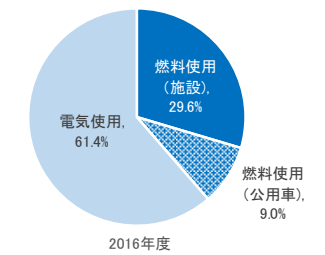


温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移

(2) エネルギー起源CO₂排出量

エネルギー起源CO₂排出量:2016(平成28)年度に2013(平成25)年度比4.2%減

2016(平成28)年度は2013(平成25)年度比4.2%減少しています。活動区分ごとにみると、電気使用による排出量が最も多くエネルギー起源CO₂排出量の約6割を占めており、この傾向は2013(平成25)年度以降継続しています。その他では、灯油使用やA重油使用による排出量が多く、2014年度以降増加傾向となっています。



(3) 施設区分別エネルギーの使用によるエネルギー起源CO₂排出量

温室効果ガス排出が多い上位10施設の排出量:2016(平成28)年度に2013(平成25)年度比5.6%減

エネルギー起源CO₂排出量が多い上位10施設の排出量は、全施設の排出量の約5割を占めています。

2016(平成28)年度のエネルギー起源CO₂排出量が最も多い施設は、清掃センターで、次いで岩手山焼走り国際交流村、本庁舎(八幡平市役所)、となっています。

温室効果ガス排出量が多い上位10施設の排出量を比較すると、2013(平成25)年度に比べ2016(平成28)年度の温室効果ガス排出量は、5.6%減少しています。

2013年度			2016年度		
施設名称	排出量	割合	施設名称	排出量	割合
清掃センター	1,196	14.8%	清掃センター	1,043	13.4%
岩手山焼走り国際交流村	656	8.1%	岩手山焼走り国際交流村	549	7.0%
国民健康保険西根病院	429	5.3%	本庁舎(八幡平市役所)	455	5.8%
西根総合支所	379	4.7%	国民健康保険西根病院	407	5.2%
西根地区学校給食センター	346	4.3%	綿帽子温泉館(安代老人憩の家含む)	332	4.3%
綿帽子温泉館(安代老人憩の家含む)	327	4.0%	西根地区学校給食センター	324	4.2%
自然休養村「なかやま荘」	293	3.6%	西根総合支所	259	3.3%
西根老人憩の家	250	3.1%	西根老人憩の家	246	3.2%
道の駅にしね	230	2.9%	自然休養村「なかやま荘」	236	3.0%
八幡平温泉館「森乃湯」	204	2.5%	道の駅にしね	217	2.8%
上記10施設計	4,309	53.4%	上記10施設計	4,068	52.1%
その他の施設計	3,760	46.6%	その他の施設計	3,738	47.9%
全施設合計	8,069	100.0%	全施設合計	7,807	100.0%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(4) 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの排出量(エネルギー起源CO₂以外)

エネルギー起源CO₂以外の排出量:一般廃棄物の焼却におけるCO₂排出量の割合が高く、増加傾向となっている

一般廃棄物の焼却(清掃センター)によるCO₂排出量の割合が95%以上と多く、2013(平成25)年度以降増加しています。

温室効果ガスの種類	活動区分	年度			
		2013	2014	2015	2016
エネルギー起源CO ₂ 以外	一般廃棄物の焼却	6,129	6,813	7,163	7,642
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	200	204	198	193
	下水処理	29	30	33	34
	自動車の走行	16	17	15	15
	自動車用エアコンディショナーの使用	3	3	3	3
合計		6,376	7,068	7,411	7,887

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

2016(平成28)年度の2013(平成25)年度比総排出量の増加(1,138t-CO₂)要因として、一般廃棄物の焼却に伴う排出量の増加が主要因として挙げられる。

第3章 温室効果ガス削減目標

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度に温室効果ガス総排出量26%減(2013(平成25)年度比)

このうち、エネルギー起源CO₂(公用車の使用を除く)は40%削減
また、中間目標として2021年度までに2013(平成25)年度比で8%削減

3-2 温室効果ガスの削減見込量

エネルギー起源CO₂(公用車を除く)の削減見込量:2,605t-CO₂(目標削減量3,228t-CO₂)

見込んだ取組内容:公共施設の照明LED化・西根病院の移転新築時の地中熱利用設備導入等
温室効果ガスの削減見込量(総排出量):3,374t-CO₂(目標削減量3,985t-CO₂)

見込んだ取組内容:清掃センターの基幹設備改良事業の実施による焼却炉の処理能力回復・
一般廃棄物処理量の削減・エコドライブの実施等

※目標達成に対する削減必要量の不足分については、計画期間の中で削減について情報の収集や省エネ設備導入に向けた検討(公共施設の規模適正化や統廃合・一般廃棄物処理量のさらなる削減等)を続け、目標達成に向け推進します。

第4章 地球温暖化防止のための取組

4-1 目標達成に向けた取組の基本方針

【基本目標】	みんなが地球環境に配慮し、低炭素化したまちづくりに取り組む 八幡平市	
【基本方針】	【基本方針1. 職員一人一人が環境に配慮した行動の実践】	【基本施策】
	基本方針1. 職員一人一人が環境に配慮した行動の実践	1-1 省エネルギー行動の実践 1-2 省資源行動の推進
	基本方針2. 公共施設の低炭素化	2-1 省エネルギー設備の導入 2-2 再生可能エネルギー設備の導入 2-3 施設の運用改善
	基本方針3. 循環型社会の推進	3-1 グリーン購入等の推進 3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進 3-3 環境に配慮した設計・施工 3-4 イベント等における環境配慮

4-2 目標達成に向けた取組内容

基本方針1.	
1-1 省エネルギー行動の実践	
(1) 照明	① 不必要な場所の照明は、こまめに消灯します。 ② 昼休みは、必要箇所以外消灯します。 ③ 会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯します。 ④ 残業時は、必要な場所のみ点灯させます。 ⑤ 不要な残業を減らし、日没後の電力消費削減に努めます。 ⑥ 不要な場所や日当たりの良い場所では間引き照明に努めます。
(2) 空調	① クールビズ・ウォームビズの取組みを推進します。 ② 空調機器の設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安に設定します。 ③ 空調使用時は、窓や扉を締めブラインド等を活用し冷暖房の効果を高めます。
(3) OA機器・家電機器	① OA機器(パソコン、コピー機等)は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切ります。 ② 退庁時は、不要なOA機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力削減に努めます。 ③ 電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とし、未使用時はコンセントを抜きます。
(4) 公用車	① エコドライブに努め、アイドリングや急発進、急加速を控えます。 ② タイヤの空気圧点検を定期的に行い、適正に保ちます。 ③ 近距離の移動は、徒歩や自転車等を利用し、省エネルギーに努めます。 ④ できる限り公共交通機関の利用に努めます。 ⑤ 更新時には、グリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。 ⑥ 車内は整理整頓し、不要なものは積載しないよう努めます。 ⑦ 毎月の走行距離の把握に努め、適正運行を行います。 ⑧ ポスター等を掲示することにより、エコドライブの職員啓発を実施します。
(5) その他	① 通勤時には、公共交通機関の利用を検討します。 ② 残業抑制を徹底し、時間外勤務の削減に努めます。
1-2 省資源行動の推進	
(1) 用紙使用量削減	① 両面印刷コピーを実施し、用紙使用量の削減に努めます。 ② 使用可能な用紙の裏面活用に努めます。 ③ パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らします。 ④ 会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らします。
(2) 水道使用量削減	① 水道の使用後は、蛇口を確実に締めます。 ② 水洗トイレの水は無駄に流さないように努めます。 ③ 水を出したままにしないなど節水に努めます。
基本方針2.	
2-1 省エネルギー設備の導入	
	① 安代総合支所等省エネ診断実施施設においては、照明機器・避難誘導灯のLED化を積極的に図ります。 ② 省エネ診断未実施施設においても照明機器、避難誘導灯の更新・新設の際には消費電力の少ないLED照明の導入を図ります。 ③ 人感センサー、照度センサーなどの導入や効率的な照明機器の利用を検討します。 ④ 空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進します。 ⑤ 施設の新築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備の導入を検討します。 ⑥ 施設の新設や大規模改修時には、複層ガラスなどの導入を検討し、施設の断熱化に努めます。 ⑦ ESCO事業や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図ります。
2-2 再生可能エネルギー設備の導入	
	① 西根病院の移転新築の際には地中熱ヒートポンプ設備を導入し、導入した施設データは順次公開し、積極的に情報を発信します。 ② 施設の新設や大規模改修時には、国等の補助制度や支援策を活用しながら、地中熱の利用など再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ③ 薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用を推進します。

2-3 施設の運用改善	
	① 空調、ポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化(運用マニュアルの整備等)に努め、省エネルギー化に向けた改善を行います。 ② 設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努めます。 ③ 空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努めます。 ④ ボイラー設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努めます。 ⑤ ボイラーの稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努めます。 ⑥ 清掃センターの基幹設備改良事業の実施により、電力使用量の削減を図ります。 ⑦ 公共施設の統合や複合化、廃止及び取壊し等により総量の削減を図り、公共施設の供給量の適正化を推進します。
基本方針3.	
3-1 グリーン購入法適用商品等の推進	
	① 物品購入の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めます。 ② グリーン購入法適用品のコピー(PPC)用紙の庁内使用等の啓発に努めます。
3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進	
	① マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。 ② 事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努めます。 ③ 使用済み封筒の再利用に努めます。 ④ 仕分けボックスの設置などにより、リサイクル回収を徹底します。 ⑤ ごみの出し方やリサイクル回収実施店の紹介など、わかりやすいチラシを用いて市民・事業者へ分別の徹底を啓発します。 ⑥ マイバック利用による買い物袋の削減等、ホームページ等を通じた意識向上を図り廃棄物の削減を推進します。 ⑦ 3R運動の啓発を通じて、ごみの排出量削減、リユース・リサイクルを推進します。 ⑧ ペットボトルの正しい出し方を啓発し、廃プラスチック類の焼却量減を推進します。
3-3 環境に配慮した設計・施工	
	① 省エネルギー・省資源となる設計や廃棄物を抑制した施工など環境に配慮した設計・施工に努めます。 ② 建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努めます。 ③ 公共施設や街路における緑化を推進します。
3-4 イベント等における環境配慮	
	① 配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努めます。 ② イベントで発生した廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めます。 ③ イベント会場への来場は、公共交通機関の利用を呼びかけます。

第5章 進行管理

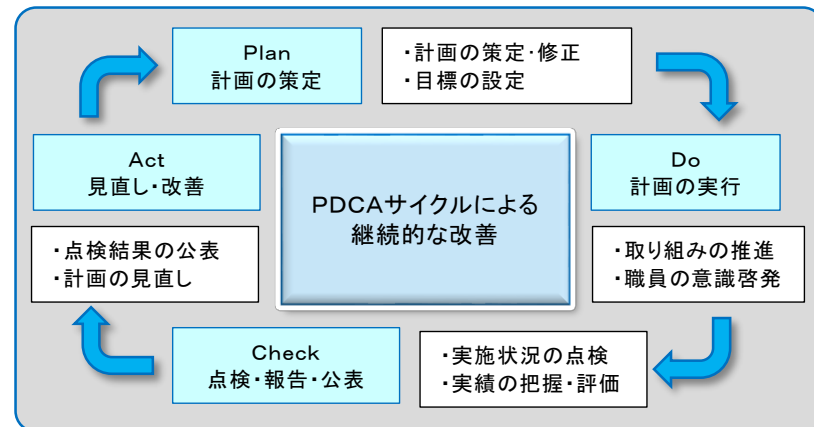
5-1 推進体制・進行管理

推進体制

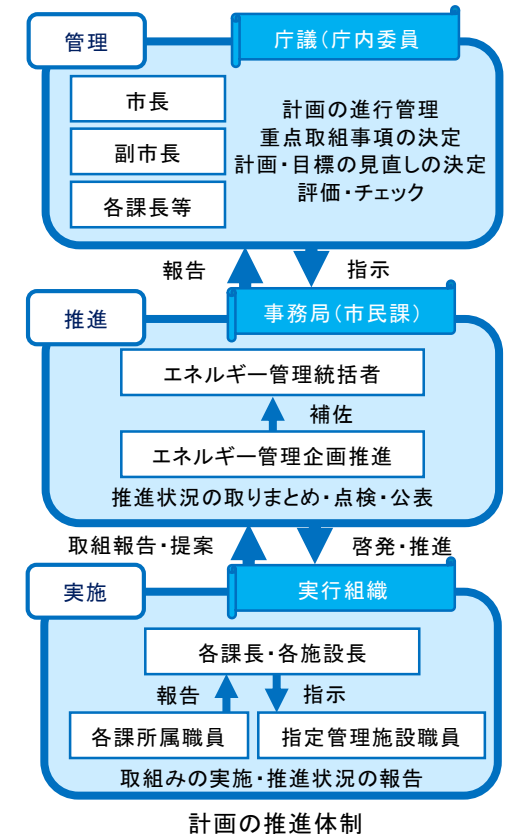
管理・推進・実施の体制を明確化し、計画の進行管理・計画・目標の見直しの決定(管理)、推進状況の取りまとめ・公表(推進)や取組みの実施(実施)を行う体制とします。

進行管理

年度ごとに温室効果ガス排出量の把握を行い、前年度や基準年度と比較し、実施状況の点検や実績の把握・評価を行います。
計画の進行状況や評価結果によっては必要に応じて計画の見直しを行うなど継続的な改善を図り、効果的な進行管理を行っていきます。



PDCA サイクルによる進行管理



計画の推進体制